



発 行:ユニオン東京合同

発行人:佐藤陽治

東京都千代田区三崎町 2 - 17 - 8 皆川ビル 301

TEL&FAX 03-3262-4440

メール info@union-tg.org

ブログ http://blog.union-tg.org/ ホームページ http://www.union-tg.org/ 郵便振替 00110-8-120661

当該と協議するという約束に違背して「雇入通知書」を自宅に送りつけたことを組合員が弾劾したところ、法人は・・・

否定も反論もせず、ただ沈黙し、しかし謝罪もしなかった。

【育成会分会闘争】

8月20日 団交報告

8月20日に団交が開催された。今回の団交は、 この間の法人の団交拒否願望露わな態度ののちの団 交であることから、組合は冒頭に抗議書を読み上げ た。

前回の団交で弁護士の不必要な発言にはご遠慮いただき、理事の発言を促している。今回の団交で明らかになったことは、団交団のメンバーは、伊藤弁護士がしゃべらないと、みんな黙っているという態度。また、他の団交団員がしゃべることを、伊藤弁護士は止めている。団交の実を失わさせる行為だ。

「団交団のメンバー5名は、全員打ち合わせしているので、誰でもよい」と言いながら、団交メンバーのM氏(東京都育成会理事)は組合からの団交開催要求書も見ないで団交に出席していることを自ら吐露。これも使用者責任のない、自ら当事者能力を否定する行為である。また、高鶴理事、久保理事は団交の途中に、「家に帰る時間だ」と言って二人そろって逃亡した。

以下、団交報告の要点を掲載する。

議題 副島理事長、大久保常務理事の出席について 組合 理事長と大久保常務理事の出席を求めている。 法人 メンバーは、こちら側が決めることと昔から申 し上げている。

しかし第1回~4回までの団交、すなわち7月20 日の団交拒否以前は理事長が団交に出席していたのだ。 そして団交拒否の後に、法人は態度を変更したのだ。

議題 職員が労働委員会に証人として出席すること について

組合 労働組合法 7 条 4 項「労働委員会に対して労働者が申し立てたこと、もしくは調査、審問をし、和解を勧め、労働関係調整法による労働争議解決をする場合に証拠の提出や発言したことを理由にとして、その労働者を解雇、もしくはその他これに対して不利益な取り扱いをすることを不当労働行為という。使用者はここにあげる行為をしてはいけない」ことを読み上げ、法令の遵守、不当労働行為をしないように発言した。法人 従来から別に「不当労働行為」する考えはないと発言した。

しかし、昨年までの就業規則14条にあった「不可 抗力の事故のため、又は公民権行使のため遅刻また は早退した時は、届け出により、遅刻、早退の取り 扱いをしない」から、不利益に変更して扱ったことは 明白。

議題 高鶴理事の団交破壊行為について

組合 前回、高鶴理事の「見解の相違」との発言のあ と「お示しした通り」と言った「お示しした」ものと は何かを示すように求めた。

法人 何も、示さなかった。

議題 4月16日付「回答書」の扱いについて

組合 団交の当日に回答書を持っていたのか確認した。 法人 回答書を持っていた、と回答した。

回答書を持っていながら、渡さなかったことは、団 交に誠意ある対応を示さず、団交の実をなさしめる企 みであったことを告白した、ということだ。 議題 <u>児島正城組合員への2009年4月1日付雇</u> い入れ通知書について

組合 当該と協議しないで、自宅に送りつけたことに 対して弾劾した。

法人 否定も反論もせず、ただ沈黙し、謝罪もしなかった。

議題 組合からの4月6日付要求書(児島さんの労 災について)の回答について(春闘回答についても)

組合 労災について、使用者の責任を求める 法人 4月16日付の文書(4月17日手渡し)に「応 じられません」というだけで、団交で「応じられない」 内容と根拠を求めても説明しなかった。

このようにこの日も団交の実をなさしめる不誠実は 態度で一貫している法人団交団であった。

8月24日 労働委員会闘争

8月24日は、全日本手をつなぐ育成会の不当労動行為事件第7回審問。使用者側からの反対尋問は伊藤代理人が行いました。反対尋問は、主尋問で証人が証言したことに対して、反対側が質問することです。

この日の証人は、岡庭証人でしたが、法人は労働委員会への証人出頭について賃金カットしてきました。労働組合法 7 条 4 項にある労働委員会への証人 や発言をすることにたいして、不利益を与えながら、 はいことに対して、現実的な不利益を与えながら、 法人は「不利益を与えてない」と言うのは、法人は 労組法を遵守するつもりがないからです。以前の就業規則では「不可抗力の事故のため、又は公民権行使のため遅刻または早退した時は、届け出により遅刻、早退の取り扱いをしない」と、はっきり書かれていました。これを、つまり副島理事長は、不利益を与えてもいいことに変更していました。しかし、いつ誰の責任でいつからかを明言しません。

さて、法人側弁護士からの尋問では、おどろくことがありました。それは、 法人から発した文書について、「この文書が出されましたね」と証人に聞くのです。文書を出したのは、法人側なんだから、文書を出したかどうか聞きたいなら法人理事長に聞い

てくださいよ。

2007年7月20日の団交拒否のfax文書について、「飯島勤前事務局長の解職の撤回ができなくなったからだと思いませんでしたか?」と聞くから、「そうは思いません」と答えました。飯島さんの解職が撤回できないことと、「団交に応じられない」こととは別のことであり、もし解職の撤回ができなくなったのならそれこそ団交で報告すべき内容です。しかし、そんなことは団交でも法人側から聞いたことがないので労働委員会でそんなこと聞くことになるとは思いませんでした。

法人側伊藤弁護士は、2007年12月の団交で、「第2回団交の議事録」を労働協約と認めないと言いましたね」と聞かれたので、証人は12月の団交で初めて法人が言ったかどうか、考えていたら、伊藤弁護士が「私がはじめて出た、12月の団交でそう言いました。覚えてないですか?」っていうのです。ここは反対尋問する場なのに、自分で自分の発言を証言するって、おかしくないですか。

伊藤代理人は、就業規則の一方的改悪強行を法人がしようとしていることについて、組合が三田労働基準監督署に聞きに行ったことに対して、しつこく聞きました。労働者が就業規則について聞きに行くことは普通のことですよね。法人は何が言いたいのでしょうか。

前回の石川証人への反対尋問も、今回の岡庭証人への反対尋問も、本来法人側が証人を出して主尋問すべき内容を反対尋問でやっているので、おかしなところがたくさんありました。

現在も、法人は不誠実団交を繰り返し団交拒否を 続けながら不誠実団交をやっているというのですか ら、そのことだけでも嘘の上塗りです。こんなこと を法人はしてはいけないです。

組合は、次の証人として、法人理事長の副島宏克 氏を証人申請しています。

副島証人を必要とする理由は

2007年5月第2回団交議事録への署名の経緯「団交には応じられません」ということを、決定した第218回理事会における論議および、その決定にいたる経緯

労務担当もしくは団体交渉団のメンバーを人選し

た経過

育成会役員以外に弁護士を団交交渉員として加え た理由とその経緯。

などの解明ですが、こうした尋問事項の前提には、 副島理事長話し合い拒否・団交拒否への翻意・態度 変更があり、その理由が焦点になります。

また、児島組合員への不当労働行為についても、 新件として労働委員会に救済申し立てをしています。 これは、2009年3月に解雇予告の撤回をいたず らに伸ばし、その後も不当な扱いをしたことへの救 済申し立てです。

この新件の調査も8月24日にありました。法人は、調査の当日に提出してきました。組合は、予定の日に法人からの文書が出たら、すぐさまそれに対して準備する体制でしたが、法人の不誠実な態度により、今後の日程もずれ込むことになりました。今後のスケジュールは、9月18日までに組合から文書を提出し、その文書への法人側意見を10月16日までに提出させて、次回の労働委員会は11月2日に2つの事件の調査を行うことになりました。

「経営法曹弁護士に切り込む」 学習会

南部労働者交流会主催による、南部反弾圧学習会が9月3日に開かれた。山本志都弁護士が表題の報告を行った。わが組合も参加し発言した。

経営法曹会議は1969年に設立され、以来経団 連と連携して活動してきた団体である。その弁護士 グループのさまざまな活動の状況が報告された。

なんぶユニオンは、四谷学院と、日経不動産情報 センターの2つの闘いで、両争議共に経営法曹の高 井伸夫弁護士を相手に闘っていると報告した。

ユニオン東京合同は、ブリタニカ闘争で経営法曹 の男沢弁護士が会社側の団交指導を行い、奥井社長 の団交出席拒否、労働委員会の証人出頭拒否を指導 し争議解決を阻んでいること、また全日本手をつな ぐ育成会闘争では、第一協同法律事務所の伊藤正毅 法曹弁護士が、副島理事長以下三役の代行として団 交に全面的に関与し、団交破壊、争議破壊を行って いるため、第一弁護士会に懲戒請求し、受理された ことを報告した。

【教育と探求社分会から】

みなさん、こんにちは。教育と探求社分会です。 私たちは、今年2月宮地社長が行った全社員に対す る悪質な退職強要についての謝罪、未払い給与と未 払い残業代の支払い等を求めて、辞めさせられた全 社員10名一丸となって組合を結成し、闘っていま す。

7月下旬にユニオン東京合同へ加入してすぐ、8 月は情宣活動、団体交渉をそれぞれ2回行いました。 今回は団体交渉を中心にその様子をお伝えします。

8月7日 団体交渉

2009年8月7日、団体交渉を開催しました。場所は会社近隣の貸し会議室。朝、社前情宣を行ってから、同日夕方団交を開催しました。

分会員は7名出席し、UTGから3名、教育と探求社からは宮地社長と辻顧問弁護士、取締役が1名、 そして途中から現在教育と探求社で働いている社員 1名が参加し、総勢14名で行われました。

その場で宮地社長は、私たち全社員に退職強要を 行ったことについて、反省や謝罪を一切せず、全面 的にその事実を否定しました。

「退職強要があったという事実を一切認めるわけにはいかない。会社としては正当な手続きを踏んでいるという風に認識している」とあくまでも、私たち全社員が自主的に退職届けを提出したのだという主張です。

その主張を無理やり通すため、明らかに自分に都 合のいい、誰が聞いてもあり得ないような作り話を 終始繰り返すという有様でした。

しかし退職強要に至る経緯について自らの発言を 再現する際、嘘に嘘を重ねているためか、以前自ら が発言していた内容ばかりか、つい数分前にした発 言を忘れたり、時系列の理屈が合わない話が頻出す るなど、数多くのボロが露呈する結果となりました。

また、宮地社長だけでなく辻弁護士も一緒になって、この場を団体交渉ではなく法廷であるかのように私たちの発言の揚げ足を取っては細かい指摘を繰り返したり、不要なところにわざとこだわるなど、

時間を引き延ばして質問に答えず、回答を曖昧にするなどの不誠実な行動が数多く見られました。

この団交で宮地社長は、「早期解決する意思がある」と口では言いながら、団交に際して全く準備もせず、事実認識を整理することも資料を持ってくることもなく(「手帳を見ないとわかりませんね」などの発言もありました)その場しのぎの嘘でごまかし、誠実に対応しようとしない。そんな会社側の態度があらためてはっきりわかる結果となりました。

8月18日 社前情宣

団交終了時に、あまりにも不誠実で要領を得ない、まともな議論の成立しないやり取りであったため、 続開の要求をし日付の候補を出しましたが、その後 なかなか日程を出そうとしない会社側に再度候補を 提示すると、宮地社長はいつものように一番遅い日 付を選んできました。その結果、次回は8月23日 の開催となりました。

その間、争議解決要求ならびに団体交渉開催要求 書を提示、その回答期限を8月20日とし、期限が 差し迫った18日、回答書の提出を促進するために 再度社前情宣を行いました。

この日はお昼時を狙って、ビラをまきました。 訴求力を挙げることを考慮し、衣装も工夫しました。 を等節を考え、またメッセージを書いたウチワを 配ることにしたため、道行く人が受け取りやすいよ

その作戦が奏功したためか、秋葉原の街を歩く人 たちも前回以上にたくさんビラを受け取ってくれま した。まだ暑い日差しの中、ウチワはさらに好んで 受け取られたようで、あっという間になくなりまし た。

う浴衣を着て情宣活動にトライしました。

狭い場所でマイクを使用してお騒がせしていることを気にかけていましたが、近隣の人からは「頑張ってね!」と声をかけられる嬉しい結果となりました。

8月23日 団体交渉

8月23日、UTGに入って2回目の団体交渉が 開催されました。この日の会場も社外の貸し会議室。 社内会議室をという要求は無視されたままです。 参加者は分会員6名、UTG4名、教育と探求社は宮地社長と辻顧問弁護士、社外取締役の計3名、 総勢13名で行われました。

今回はこちらから用意した質問に対して、宮地社 長に答えさせるというもの。その中であらためて宮 地社長は退職強要を行ったことを否定。しかし、前 回よりもいくらか準備をしてきたようで、今回は考 えてきた虚偽のストーリーを滔々と述べ出しました。 しかし、いくらストーリーを語ってもつじつまの合 わないことだらけで、組合員から追及されると、そ こまた新たな作り話、筋の通らないいい訳や指摘を 始めるなど、相変わらず辻弁護士と共にいたずらに 時間を引き延ばす作戦を行いました。しかし、組合 側の質問攻めに次第に自ら退職強要の事実を認める ような発言をし始めました。

例えば、宮地社長自ら、"整理解雇"ということばを遂に使い始め、解雇のシミュレーションがあったことについて発言したり、社員のメールを監視しており、それをもとにした退職強要の動機を語り出すなど、次々と真実が露呈し、自ら退職強要があったことを認める結果となっていきました。

その事態にいてもたってもいられなくなったのか、 「時間が来た」と無理やり交渉の場を終わらせ、続 きの質問は先延ばしとなりました。

今回の団体交渉で私たちは、やはり真実は偉大であり、嘘はいずれ露呈するものなのだと、あらためて自分たちのやっていることに自信を持ち、さらに強い気持ちで前に進む決心が固まりました。

次回は9月8日に行われます。9月4日にはアーミールックで情宣活動を行い、1時間足らずで100枚のビラを配布することができ、周りの応援の声も多くなってきました。

詳しくは、私たちのブログをご覧いただければと 思います。

今までの活動の経緯や写真などが記されています。 http://eduqunion.exblog.jp/

また、EDUQ UNIONホームページでは、ご 好評いただいている4コママンガもバックナンバー を含めすべて読めるように掲載しましたので、こち らもあわせてよろしくお願いいたします。

http://www.eduq-union.com/ 【ブリタニカ分会闘争】

行政訴訟で東京地裁が証人を認めず!

ブリタニカ行政訴訟もいよいよ最終段階を迎えた。 9月28日第1回公判を行い、両者が陳述を行う。 しかし、陳述を行うといっても、労働委員会とは全 く異なり、最終陳述書を提出して読み上げたとする のが実態。民事訴訟とはこんなものなのだ。

代理人によれば、奥井証人が認められれば、たった1回だが証人尋問が出来る。しかし前回の準備作業で「人証は採用しない」との裁判長の発言で奥井証人は却下された。代理人によれば「必要なし」で理由は明らかにされないのが通例だという。組合としてはここに賭けたのだ。次回公判は判決公判になる。相手方国・中労委、ブリタニカ側弁護士と一言も交えることなく行訴は終わりそうだ。そして中労委渡辺章公益委員の反動を超えた異常な審査指揮も闇に葬られることになる。組合は代理人弁護士に、当事者発言を認めるよう要求することを依頼した。

もとより組合は第3者に勝負をゆだねる方針は無い。団交、社前情宣、その他のあらゆる手段をとって闘っていく。初めての公開裁判は以下の通り。 裁判所の超反動を抗議するため、多くの労働者の結集を要請する。

> 日時: 9月28日(月)13時20分 場所: 東京地裁631号法廷

【09年第9回組合学習会】

治安法のエスカレーションを撃つ

8月28日の例会学習会は、報告者跡部執行委員で 行われた。

報告は、この間政府・法務省が治安弾圧強化の鍵として狙っていた共謀罪法案の制定だ。政府は、小泉政権以降300名の自公体制の下でも、我々の「粘り強い継続的な反対運動により、ついに衆院を通過させることができなかった。そして麻生内閣の崩壊で3度目の廃案になったと報告された。

2番目の治安対策としては、戦前と同じ内務省型 の警察権力の強化だ。戦前の警察権力は、事前弾圧

型の行政警察の強化が図られていた。戦後の警察

ワーカーズアクション中部の会議に参加して

8月31日、「ワーカーズアクション・中部」の第4回目の会合が開かれました。職場、職種、所属労組は違っても、労働者の直面する問題は共通です。

それぞれが、お互いの職場の状況やたたかいを「知る」だけでなく、自分のことのように考えられるようになったら、どんなに力強く、うれしいことか... これが「団結」ということだと思います。

今回の会合では、今回の衆議院選の結果についての感想が話し合われ、JP労組・銀座支部の仲間が、郵政民営化の実態を、怒りを込めて報告。

司会からは「本当の労働者の団結の力で社会を変えるために、11月1日の労働者集会に多くの労働者の参加を実現しよう」と提起されました。

新しい分会であるEDUQ分会・Nさんからは、「自分自身も先日の8.15集会で、民営化はマイナス面もあることを知ったばかりで、分会員は、労組がなぜ戦争反対の運動をするのか、などわからないことがたくさんあるというのが現状」と率直に話してくれました。これは私の職場もまったく同じ!そういう疑問を感じてくれただけで、大きな1歩が踏み出された!と私は思います。

具体的には、「自分に起きたことは誰にとっても 『明日はわが身』、地域の労働者に11月集会をビラ で呼びかけよう!」という育成会分会・Oさんの提 起で、ビラを作ることになりました。

世界も、日本も、中部も、労働者が動き始めた ことを実感しています! (H組合員)

官職務執行法では職務質問は強制できない。このため警察は、職務執行法を改悪して強制捜査が簡単にできるようにしようと何度も試みてきた。しかし反対運動の高まりにより失敗してきた。それでもめげないのが警察で、任意捜査にもかかわらず、口では「お願いします」としつこく繰り返しながら、身柄を押さえ込み、実体的に違法捜査を行っているのが現実だ。 こうした強権発動の元になっているのが1994年に設置された警察庁生活安全局だ。「安心・安全」の名の下に国労5・27弾圧や、法政大学大弾圧も行われた。こうした弾圧とは闘う以外ない。

◆◆お知らせ◆◆

第34回全都反弾圧闘争集会・デモ

日 時: 2009年9月12日(土) 13時

会 場: 千駄ヶ谷区民会館 集会後デモ

ユニオン東京合同 第9回公開学習会

「ここまで来た韓国労働運動との連帯」

提 起: 広沢こう志(動労千葉国際連帯委員会)

日 時:2009年9月17日(木) 19時~21時

会 場:組合事務所

明治大学・長堀理事長自宅包囲デモ

9月18日(金)18時半 御徒町公園結集

19時半 デモ出発

ユニオン東京合同 第10回公開学習会

(仮題)「ここまで来たアメリカ労働運動との連帯」

提 起:交渉中(動労千葉国際連帯委員会)

日 時: 10月16日(金)19時~21時、会場:未定

11:1全国労働者総決起集会

日時: 11月1日(日)正午開会

集会後デモ

会場: 東京 日比谷野外音楽堂

主催:全日本建設運輸連帯労働組合

関西地区生コン支部

: 全国金属機械労働組合港合同

: 国鉄千葉動力車労働組合

ユニオン東京合同 第11回公開学習会

(仮題)「就業規則不利益変更の諸問題」

提 起:山本志都弁護士

日 時: 11月19日(木)19時~21時、会場:未定

闘争経過・スケジュール			
8月	10日	月	定期執行委員会
	12日	水	教育と探求社分会会議
	15日	土	8·15集会
	18日	火	教育と探求社前情宣
	19日	水	組合新受話器設置(電話番号変わらず)
	20日	木	育成会団交
	21日	金	動労水戸ストライキ支援
	23日	日	教育と探求社第2回団交
	2 4 日	月	育成会社前情宣、都労委審問、新件調 査、ス労自主品川本社情宣
	25日	火	明大生協労組OC情宣
	26日	水	山田書院千葉情宣、育成会職場闘争委
	28日	金	例会·学習会
	30日	月	ブリタニカ行訴会議
9月	1日	火	育成会厚労省前情宣
	3日	木	経営法曹弁護士の実態学習会
	4日	金	育成会法対会議、教育と探求社前情宣
	7日	月	定期執行委員会
今後のスケジュール			
10	2日	金	裁判員制度反対全国集会 18:00 四谷区民ホール
	3日	土	全都実「保安処分」討論集会
	9日	金	争団連総決起集会
	10 E	土	共謀罪闘争勝利集会・飯田橋仕事センター
	11 E	日	三里塚現地闘争·東峰·正午

中央労働委員会 明大生協労組に却下の不当命令! 8月20日付で中労委は、明大生協労組の申立に 対し、明治大学は生協労働者との雇用関係は存在し ないとの全く不当な命を出した。許さないぞ!

編集後記:

8月5日、広島で「闘う合同労組交流集会」が開催され、UTGからは3名が参加した。全国から 90 名が参加。 広島連帯ユニオン草津病院支部、埼玉ユニオン行田分会、関合労技能育成センター分会からの特別報告(埼玉はショーワ、関西は森精機の ストの闘い、草津病院もストの闘い)があり、圧倒的な基調提起が千葉合同労組から行われた。規制緩和・民営化、労組破壊・団結破壊攻撃、 その究極である道州制攻撃と合同労組こそが正規・非正規の分断をぶち破って闘わなくてはならないこと、さらに非正規職撤廃の闘いは革命 そのものだ、として職場から仲間を怒りで組織することが重要で、その実践が11月集会の1万人を作り出すと、熱烈に訴えられ、圧倒的な 拍手で確認されました。

ILWU、東京西部ユニオン、関合労、東北石鹸、SWU、なんぶユニオン、など各ユニオンから具体的な闘い 千葉、東海、新潟、泉州、 の報告、ほとんどが団交や労働委員会闘争、またストなど実力闘争で解雇を勝ち取った報告がされ、この一年間で闘いが大きく前進している ことが実感出来るものでした。

また、関合労からは基調の中にあった企業内失業者が600万人でこれを解雇したら怒りが爆発するので解雇出来ない、について、資本は 必ず切ってくると、はっきりさせるべきだという意見が出されたが、わたしたちの闘いで解雇をさせない、そうした闘いを作り出すことが重 要だと、基調の補足がありました。

広島連帯ユニオンからのまとめと交流センター副代表の団結ガンバローで熱気あふれる交流集会は終了した。(俊)